第

4889

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 1月 10日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ 中古資産の耐用年数

Q:中古資産の耐用年数に特例があると聞きました。どのようなものなのですか?

A:次のようなものです。

【解説】

中古の減価償却資産(試掘権以外の鉱業権 及び坑道を除く)を取得して、これを事業の用 に供した場合の耐用年数は、法定耐用年数を 原則としていますが、次の年数によることも 認められています。

- ①その資産をその用に供した時以後の使用可 能期間の年数
- ②①の年数を見積もることが困難な減価償却 資産(無形減価償却資産及び生物を除く)に ついては、次のそれぞれに定める年数(その 年数が2年に満たないときは、2年となり ます)
- イ. 法定耐用年数の全部を経過した資産 その資産の法定耐用年数×20%に相当する 年数
- ロ. 法定耐用年数の一部を経過した資産 (その資産の法定耐用年数 - 経過年数)+ (経過年数×20%)に相当する年数を加算し た年数

ただし、その資産を事業の用に供するため 支出した資本的支出の額がその資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合には、上記口は適用できないこととなっています。







